

令和6年 第2回臨時会

利 島 村 議 会 会 議 録

令和6年8月9日 開会

令和6年8月9日 閉会

利 島 村 議 会

令和6年第2回利島村議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (8月9日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した事務局職員	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
日程第1 議案第32号 令和6年度利島村移住定住促進住宅新築工事(建物)請負契約について	5
日程第2 議案第33号 都道228号老朽管更新工事(その1)請負契約について	11
閉会の宣告	17

利島村告示第4号

令和6年第2回（8月）利島村議会臨時会を下記のとおり招集する。

令和6年8月4日

利島村長 村山将人

記

- 1 日 時 令和6年8月9日（金） 午前9時30分
- 2 場 所 利島村役場議会室
- 3 付議案件 議案第32号 令和6年度利島村移住定住促進住宅新築工事（建物）請負契約について
議案第33号 都道228号老朽管更新工事（その1）請負契約について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 4名

3番	笹	岡	壽	一	君	4番	石	野	治	君
5番	井	口		保	君	6番	寺	田	優	君

不応招議員 1名

1番	前	田		清	君
----	---	---	--	---	---

令和6年第2回利島村議会臨時会

議事日程第1号

8月9日午前9時30分開会

日程第 1 議案第32号 令和6年度利島村移住定住促進住宅新築工事（建物）請負契約について

日程第 2 議案第33号 都道228号老朽管更新工事（その1）請負契約について

出席議員 4名

3番	笹岡	壽一	君	4番	石野	治	君
5番	井口	保	君	6番	寺田	優	君

欠席議員 1名

1番	前田	清	君
----	----	---	---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	村山	将人	君	副村長	菅瀬	優生	君
総務課長	榎本	雅仁	君	環境建設課長	上野	崇	君
環境建設課主幹	前田	裕	君				

職務のため出席した事務局職員

事務局長	五味	恵介
------	----	----

◎開会及び開議の宣告

(午前 9時30分)

○議長（寺田 優君） 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより令和6年第2回利島村議会臨時会を開会いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（寺田 優君） 初めに、議事録署名人を指名いたします。
今臨時会は、井口副議長と笹岡議員をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（寺田 優君） 続いて、会期についてお諮りいたします。
今回の臨時会は契約案件2件でありますので、8月9日、1日の会期としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 異議がないようですので、会期は8月9日、1日といたします。
日程については、執行部の示されているとおりに参りたいと思います。

◎日程第1 議案第32号 令和6年度利島村移住定住促進住宅新築工事（建物） 請負契約について

○議長（寺田 優君） それでは、日程1、議案第32号 令和6年度利島村移住定住促進住宅新築工事（建物）請負契約についてを議題といたします。
執行部の説明を求めます。
村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 議案第32号 令和6年度利島村移住定住促進住宅新築工事（建物）工事請負契約について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、令和6年度利島村移住定住促進住宅新築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処

分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田 優君） 前田環境建設課主幹。

〔環境建設課主幹（前田 裕君）登壇〕

○環境建設課主幹（前田 裕君） おはようございます。よろしく申し上げます。詳細についてご説明申し上げます。

1、契約の目的、令和6年度利島村移住定住促進住宅新築工事（建物）。

2、契約の方法、特命随意契約。

3、契約金額、1億9,844万円、消費税10%込みです。

4、契約の相手、東京都新島村本村5丁目1番11号、株式会社青沼工務店、代表取締役、内藤政之。

令和6年8月9日提出。

東京都利島村長、村山将人。

提案理由、地方自治法第96条第1項第5項の規定に基づく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める必要がある。

次お願いします。引き続き一部重複する点もございますが、令和6年度利島村移住定住促進住宅新築工事（建物）工事請負契約についてご説明いたします。工事件名は、令和6年度利島村移住定住促進住宅新築工事（建物）。工事場所は、東京都利島村4番地1。工事規模は、木造2階建ての住宅を2棟建築します。

次お願いします。こちらは敷地を上空から俯瞰で見た配置図になります。

次お願いします。まず、小世帯用の住宅についてです。こちらは各棟の外周を示した立面図という図で、こちらは東面と北面を表しています。

次お願いします。次に、西面と南の面を表した図になります。

次、間取りなどを表した平面図になります。こちらは1階部分ですが、次の2階部分と基本的な間取りは同じものになりますが、6.8畳のダイニングキッチン、6畳のリビング、6畳の寝室に、あとお風呂とトイレがある1LDKの間取りとなります。

次お願いします。こちらが2階になります。

次お願いします。続いて、単身用の住宅になります。まず、こちらが立面図、先ほどと同じく東面と北面、次に西面と南面になります。単身者用の住宅は、基本的に隣の部屋同士が壁を挟んで対照となる間取りとなっており、1階部分はキッチンを含む8.6畳のワンルームで、風呂、トイレのほかに2.7畳の土間スペースがある間取りとなっております。2階部分も隣の部屋と壁を挟んでの対照の間取りとなっており、風呂、トイレのほかキッチンを含む9.5畳のワンルームの間取りとなっております。

こちらが移住定住促進住宅新築工事の施工イメージ図になります。最後になりますが、屋根の上に太陽電池モジュールを搭載し、蓄電池ユニットを併せて使用することで商用電源の使用量を低減し、環境にも配慮した住宅となります。工事期間中、皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（寺田 優君） 議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問がある議員は挙手をお願いいたします。

笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 知識不足で申し訳ないかと思うのですが、1点は小世帯という人数の限度、家族で住まわれるのでしょけれども、最高限度の人数、例えば3人までとか6人までとかいろいろあるかと思うのですけれども、これは規定がありますか。これが1点です。

それから、太陽光パネルの問題について伺いますが、これは当然電気代は、東京電力に払う電気代は安くなると思うのです。どの程度の供給力があるのか、それも伺いますけれども、例えば30アンペアぐらいまでであるのか、せいぜい15アンペアあるいは10アンペアぐらいまでしかないのか、その辺も含めて伺うのと、それによって電気の使用器具も違って来るわけ。制限がおのずと出てくるし、足りない分は東電からいただくということになるかと思うのですけれども、その辺の兼ね合いを伺いたいのですけれども、料金は当然安くなると思うのです。それが家賃に転嫁されるのかどうか、あるいはただ安くなるだけで助かるのか、その辺を伺います。

ついでと言っはなんですけれども、水も何か浄水装置をつけた手洗いに使っているような、何とかというトレーラーハウスで使ったような装置をつけるような話も何となく聞き違いでなければ、漏れ聞いているような気がしたのだけれども、それはなくなったのかどうなのか、併せて伺います。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 3点お話があったかなと思います。

まず、1点目の小世帯の人数の制限に関してですが、特に現段階で上限枠、3人までですよとか、2人までですよとかということは想定しておりません。ただ、現在の住宅で以前からお話しているとおり、大きな部屋に1人で住まわれている方とか、そういった方が平準化できるようになればいいなというぐらいなところで、現在特段のところ制限は求めておりません。

2点目なのですが、太陽光に関してですが、すみません。特段発電量に伴ってどうするとか、家賃に転嫁するとかということころまでは想定しておらず、現在のところ蓄電池によって売電というよりも、うちの役場庁内もそうなのですけれども、ふだんのランニングコストの低減につなげるとい

うふうに考えているものであります。発電量に関しては、すみません。今手元に資料がなかったもので申し訳ないのですけれども、後ほどまたその辺の想定はお伝えできればと思っております。

3点目の水に関してなのですけれども、今のこの整備の移住定住住宅に関しては想定しております。先々計画している住宅のほうで、そういった機能を盛り込めたらなというふうに考えておって、今計画をしている段階でございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 今の村長の答弁で二、三点伺いますけれども、まず世帯の員数の問題です。

特に制限はないとって、10人も15人も住むとは思えないわけで、そういう家族もないでしょうから、ほとんど。あまりでたらめな数を申し述べるとへんてこな話になるので、せいぜい多くても四、五人ぐらいかと。今のこのご時世での世帯というのは、3世帯が住むというようなこともあまりないでしょうし、そういう意味で大体推して知るべしというところはあるのですけれども、特に制約はないと。

それから、関連してなのですけれども、今確かに当初から単身者が世帯向けのような部屋に住んでいる方もいらっしゃるんで、その辺も強制的に移住できるかどうかは別にしても、やっぱり部屋替えをしていただきたいというようなことは、当初からそういう話は行政からもありましたので、記憶していますけれども、具体的にその対応するつもりなのか、これは。というのは、居住権の問題なんかあったりしてなかなか、広いほうがいいほうに決まっているわけで、一旦住んだ以上、わざわざそこから新しいからって狭いところへ行く人もいるかもしれないけれども、公営住宅を管理する村として、住宅法でどうなっているかはともかくとして、その辺はしかとどういうことなのか。希望だけ述べていると、期待をしているのだという範疇なのか、ある程度、どの程度そういう対応を取る、対処するのかということ、その確認です。

それから、太陽光の問題については、当然そこのお住まいの人は電気代が非常に安いわけです。どのくらい安いかわかりません。そうすると、他の既設の住宅にお住まいの方々との家賃は同じにして、経費は当然安くなるわけです、村負担によって。負担主は、それを負担したのは村なのです。行政なわけです。村が金を出して施設したわけで、そうすると恵まれた住宅と恵まれていない住宅というのが当然出てくるわけです、経済的に。その辺の格差といいますか、平等を考えるなら、太陽光をつけたのはいいのだけれども、まるで電気料が免除になるみたいな話になるわけです、村負担によって。その辺のところの整合性というのはどうお考えなのか、改めて伺いたいと思います。将来に向かって物議を醸さないように。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 住宅の平準化ということに関しましては、決して強制ではなくて、既存の住宅の修繕とか、そういったことで移ってもらったりということ、今回の住宅だけでなくその先々の住宅も整備した暁には、そういった形で島内で住宅を運営していく上で非常に大事ななところの一つでありまして、これが仮に完成したからといって、すぐにそういったことがかなうとは思ってはいないのですが、先々そういうふうにやっていけたらと思っております。

2点目が何でしたっけ、太陽光の前のやつ。

〔「電気代と家賃」と言う人あり〕

○村長（村山将人君） 電気代と家賃の兼ね合いです。まだ今家賃のほうをまさに想定、検討している段階なのですが、今太陽光を使って当然電気を発電して供給していく想定なのですが、設備内でオール電化で今やっております、IHとか、あとお湯も電気を使ってお湯をつくるというふうになって、普通よりも電気がかかるような家になっているといった中で、まさにエコな住宅とかというところでいくと、世の中全体が今そういう流れになっておりまして、それを今度どういうふうにか賃に転嫁するのか、最後の話にもつながってくると思うのですが、そういうところが完全に格差がなくなるというのは難しいかなと思いつつ、なるべく差がないように検討、試算をしております、家賃に上乘せするとかということで、居住者に少しずつ負担をしてもらうとかということがいいのではないかと考えておりますが、いずれにしても検討段階でありまして、まだお示しできる場所ではありませんが、いずれにせよしかるべきときになりましたらお示しし、ご説明していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 私、実は質問しながら下心と言ってはなんなのですけども、関連しているんですけども、例えば世帯用の数人住める世帯に現在住んでいると、単身者が。それで、その人たちが今度新しい住宅に、独身住宅でもいいですよ。そこに住むための誘導的なものにはなると思うのです。今までは電気代例えば自分で持って2,000円払っていたと、月額で。ところが、新しい住宅へ行くと600円で済むと。これは一つの魅力ですよ。そういう意味では誘導的な作用はあるのかな、発生するのかなというのを想定しているわけです。今、村長は強制的に移転は厳しい面もあるでしょうという話でしたけれども、その限りではそうだろうと思うのです。ただ、一つの呼び水と申しますか、そういう意味では作用するのかなと。

ただ、それにしても初めから入る人もいるわけで、一概に移住者だけの問題、こちらの今の世帯用の住宅で単身者でいらっしゃる方がそこへ行くように、これはまた魅力なのかもしれないけれども、新しい人はそれは関係ないわけで、そういうことも考えたりしてどういうところの何か分かりますか、うんと納得できるような、例えば頭からそういう制度なのだと、あるいはもっと言

えば、既設の住宅についてもそういう方向で公営住宅については検討を加えていくと。太陽光なら太陽光をつけていくというなら、これはまたそれで説得力あると思うのですけれども、それはそのまま放置したまま行くのもちょっと疑問かなと思ったりして聞いてみました。何かお考えあります。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） ご指摘、ご質問の意見も踏まえて今後なのですけれども、検討していきたいと思えます。やはりランニングコストがこれから修繕とかもかかってくる、既存の住宅ですね。そういったところもありますので、今回の住宅だけではなくて、村全体の住宅の長寿命化といいますか、維持管理、家賃の設定とか居住者の負担に関してはバランスよく、みんなが納得するというのはなかなか難しいかもしれないのですけれども、そういう形で進めていけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございますか。

笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 住宅を困窮している中で建てるという提案については賛成をいたします。

ただ、私が述べた質問の内容が一つの課題には、将来に向かって何となく住民の間で、特に公営住宅に住まわれている人たちの中で、不平とか不満とか異論ありというようなことが出ないとも限らないということをあえて想定しまして、根拠は特にありませんけれども、それに想定できるような状態があるなということで質問しましたけれども、これは一つの課題として今村長が答弁されている検討課題ということで承っておきまして、原案には賛成をいたします。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） なければ討論を終了し、これより採決を行います。

議案第32号 令和6年度利島村移住定住促進住宅新築工事（建物）工事請負契約についてを採決いたします。

賛成の議員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田 優君） 全員賛成です。

よって、議案第32号 令和6年度利島村移住定住促進住宅新築工事（建物）工事請負契約については原案のとおり可決、承認いたします。

◎日程第2 議案第33号 都道228号老朽管更新工事（その1）請負契約について

○議長（寺田 優君） 続いて、日程2、議案第33号 都道228号老朽管更新工事（その1）請負契約についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 議案第33号 都道228号老朽管更新事業（その1）請負契約について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、都道228号老朽管更新事業（その1）について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） おはようございます。説明をさせていただきます。

契約の目的でございます。都道228号老朽管更新事業（その1）。

契約の方法は、特命随意契約でございます。

契約金額は、6,199万6,000円、消費税10%込みになっております。

契約の相手、東京都新島村本村5丁目1番11号、株式会社青沼工務店、代表取締役、内藤政之。

令和6年8月9日提出。

東京都利島村長、村山将人。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める必要がある。

都道228号老朽管更新事業（その1）工事請負契約についてご説明いたします。既設の配水管が老朽化していることから、管路の更新を実施してまいります。施工箇所は、清水橋からロータリーの区間及びロータリーからヘリポートまでの区間です。ロータリーから清水橋の区間は、一旦仮設配水管を布設し通水を行います。その後、既設配水管を撤去しながら既設管と同位置に管を布設してまいります。ロータリーからヘリポートの区間は、既設配水管を通水しながら山側、南側でございます。道路端に管路を布設します。管径は両区間とも75ファイとします。管は水道配水用ポリエチ

レン管とします。布設工法は開削工法、深さ60センチメートルに管を布設します。

工事期間中片側交互通行になる等、ご通行の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。詳細な位置等は図面を御覧ください。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（寺田 優君） 議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手をお願いいたします。

井口副議長。

〔5番（井口 保君）登壇〕

○5番（井口 保君） 確認のためにお聞きいたしますが、この水道管を埋設するというので60センチのところへやると。今、東京電力のほうでは無電柱化、それと同時にやっていくのか、それとも別々だよということなのか、そこを教えてください。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 今回なのですけれども、今回に関しては時期が別々になってまいりますので、私どもの水道管の工事が先になってまいります。今後に関しましては、なるべく同一年度で同じところができるように管路の都合等、またそちらの無電柱化の施工のところは東京都さんと私どもと両方ございますけれども、そこ調整を取りながら工事というか、老朽管のほうの更新を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 井口副議長。

〔5番（井口 保君）登壇〕

○5番（井口 保君） ということは、要するに水道本管を入れるについて、東京都との打合せによって時期が一緒になるのかならないのか、そこいら辺はまだ未定なのかなと思っていますけれども。というのは、なぜ私こんなことを聞いているかというと、一回水道管だけやりますと。それで、後から無電柱化やります。二重の工事になっていくのですよね。そうすると、住民としてみれば、何だよ、この間やったではないかと。またここをやるのかよというような意見が出かねないので、そこで確認したのですが、なるだけそういったところは一緒に一回で済ませるような形を取っていたければ、住民にとっては幸いかなと思うのですが、そこいら辺をよろしくお願いいたします。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 私も今の井口議員の質問に関連なのですけれども、住民もちろんそうだと

思うのですが、これは東京都との関係が出てくると思うのですけれども、工程の上で。費用的にも、掘った、埋めた、また掘って埋めると、非常に効率の割に金にかかるという、どちらが負担するにしても。やっぱりこれどうなのでしょう。東京都の施工を待つて東京都に合わせてお願いするとなれば、予算の上でも違って来るかなと、経費の負担も。東京都が電線を入れるときにパイプを入れればいいわけで、そういう自治体が違うからそれは全く不可能なのだと。何であろうとかんであろうと、掘っては埋め、掘っては埋めるということになるのも、何か能がないような感じがするのですけれども、その辺はやっぱり井口議員の話も含めて私は検討する余地があるかなと思うのです。東京都と折衝してみると。それが1点です。

それから、遠距離を結構幹線道路を交通にとってはなくてはならない、ヘリコプターにしても船舶にしても道路になるわけですけれども、これは通行止めというのはあるのでしょうか、あるいは迂回するのでしょうか。下を例えば西側のほうからヘリポートのところを回って西の海岸へ行って東の栈橋へ出ると、そういう迂回策を取るのかどうかということと。

それから、もう一点、これは業者の問題といえば業者の問題なのですけれども、先ほどの案件と同じ会社なのです。3月31日だろうと推定しますけれども、工期的にできていく可能性があるのかと。同時に先ほどくどうようですけれども、電線はいつやるのだということもあるわけで、それらを含めて改めて私は伺っておきたいと思うのです。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えをさせていただきます。

無電柱化の電気共同溝と、今回の水道配水管を入れていくに関しましては、逆に距離を少なくとも300ミリ、もつとか。

〔「30センチ」と言う人あり〕

○環境建設課長（上野 崇君） 30センチ以上は離しなさいということがございますので、同じところに入れられるわけではございませんので、30センチ以上は少なくとも離しなさいというところがございます。なので、なるべく私どもといたしましても、ご懸念の掘ったり埋めたりが続くということはなるべくないように、共同でできればというところの調整をさせていただいたところはございますけれども、今回に関しては工期的に、また私ども水道が入ってからすぐまた無電柱のほうの工事に入るような今話になっておりまして、位置として歩道のある中の逆の位置になってまいります。その無電柱のものが入ると水道管が入るところというところがございますので、今回に関しては私ども水道のほうを先行させていただいて、次に関してはなるべく共同でできるように調整をしてみたいと思っております。

続いて、通行止めに関しまして、なるべく通行止めを避けるような片側交互通行の対策等を取らせていただきたいと考えております。

次が工期、取りあえず業者さん確かに同じでございますけれども、ほかの業者さんを正直当たってはいて、実際ほかの業者さん全部スケジュールの都合上でできませんという話がございますので、そこで今回の事業者さんをお願いさせていただいているところでございますので、その中でなるべく最短の工期になるようなところをまた監督して進めていければと思っております。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 進めていければという話で、別に言葉尻を取るわけではないのですけれども、工期の延長ありと見えています。

それともう一点、あくまでも希望なのだと。3月31日、いつを設定したか知りませんが、12月だか分かりませんが、いずれにしてもその工期は一応希望で事情が事情なので、そういう希望している範疇なのかということ。

もう一点、答弁で聞いていて気になったのが、埋設する場所が左右なのだと。右、左、両側なのだと、分かれるという説明のように聞いたのですけれども、そうしたらもろ同時並行やっちゃったら通行止めですよ。東京都も施工を始める。村も施工を始める。これがたまたま重なったということになると、施工的に左右両方に埋設するということになったら、これはいや応なしに通行止めになりますよね。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 工期の件でございますけれども、年度内には必ず完成させるというところでございます。

○議長（寺田 優君） 菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君） おはようございます。

先ほどの都の無電柱化との事業の進め方の調整というところでございますが、さっき所管課長からお話があった30センチというのは、当然水と電気って相性が悪いので、30センチ以上離さないといけない。道幅によっては、今30センチって真ん中なのか、もうちょっと真ん中より右側なのか左側なのか、それはまた設計の世界になるのですけれども、そういうことで結局その道幅によって全面になるようなところについては、全面の通行止めにならないように当然調整するわけです。

先ほど同時に推進すべきだというお話あったのですけれども、これは技術的に聞いている限りは水道なり共同溝を先にやって、その後、先にやったところを仮の舗装みたいのをして、その次にもう一つのほうをやるというようなイメージでございまして、今回議案出させていただいて、路線については今建設局と我々のほうと調整させていただいて、先に水道管のほうを通すべきだろうというところで調整させていただいているところです。

先ほど所管課長から、この後に無電柱化の工事を進める方向だということをございます。これにつきましても先々施工力の話もあって、どこまでってあるのですが、一旦はそういう順序でやっていくと。基本はところどころによりますけれども、道路については片側通行できるように工事を進めていくということをございます。

以上をございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） そうしますと、今の副村長の答弁からしますと村が先行して、東京都はとにかく待っていただいて、村が先行して給水管を埋設すると。それが完成した上で、仮舗装だか何だかしたとして、東京都はその後やっていただく。同じ場所だか反対側だか知りませんが、そういう構想ですか。

〔「そういう方向で考えております」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） ということは、先ほど来井口議員も質問されていたように、掘っては埋め、あるいは終わったなと思ったらまた工事始まると。そうすると、大体この水道管の工期は3月末日が期日ということで伺いましたけれども、期間はどのくらい設定しています。例えば9月1日から半年間ですか、施工期間は。あるいは1月1日から3月までぐらいの3か月ぐらいですか。東京都はどうなっているのですか。

○議長（寺田 優君） 菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君） すみません。具体のスケジュールということにつきましては、今調整中のところもございますので、答弁を控えさせていただきたい。具体の日程、具体の工期というのは、当然全体の調整の中で行うべきなので、今具体的にこの日からこの日までというのはお示しはできないのですけれども、東京都のほうの無電柱化のほうにつきましては、年度内であそこをやり切るというところでは今のところなさそうなので、我々のほうを先にやった上で、その次に入るという順序だけが決まっているという状況になります。

今回、臨時議会でまさに議案を上げさせていただきましたけれども、当然水道管、老朽管でございますので、生活がかかってくるところをございますので、可能な限り更新したいというところで今回議案を上げさせていただいた次第でございます。

以上をございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 施工の交換の趣旨は何ら異論はないのです。それ自体古い使い物にならないものは、支障のあるものは取替えしなければならないでしょうし、それについて異論を唱えている

わけではない。それはそれで結構だと思うのです。ただ、工期が場合によってはどうも理解できないのは、東京都もいつまでも利島さんを待って、今年の予算でやるのでしょから、補助金も。だから、その辺の兼ね合いは東京都の話といえばそれまでだけれども、道路がいつまで工事やるのだと。1年間かれこれやるのかと。同じような工事ですから、例えば水道管が半年かかるとしたら、電気だってほとんど半年近くかかるわけです。パイプと電線の違いはありますけれども。

そういう意味で、工期については含めて、うちの利島村の工事が終わってから東京都は始めてくださいと。そうすると、利島村が半年かかったとしたら、東京都の工事でも電気も半年かかるわけです。そうすると、かれこれ1年ですよ。だからそういうことになるのかなと、あの区間の道路が、幹線道路が、片側通行はいいけれども。それをちょっと懸念したものですからお伺いしていますけれども、答弁が変わらなければ、それはそれでしょうがないということだけれども。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） ご質問ありがとうございます。

まさに先ほど申し上げたとおり、全体の調整の中になりますので、具体的にいつまでというところはお示しできないのですけれども、当然我々もなるべく住民の生活ですとか経済活動に支障を生じないように、可能な限り工事を進めたいという思いではあります。無電柱化と水道管の更新工事につきましては、別工事ではあるのですけれども、関連性だとか連続性みたいなところもありますので、当然東京都のほうの施工計画の問題もありますけれども、そこもまだ我々も全部承知しているわけではなくて、具体的にここというところはないのですけれども、工事を進めながらなるべく影響出ないような形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございますか。

笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 原案には賛成します。

質問と答弁いただいて、それは分からぬわけではないので、へ理屈めいた質問もするつもりもないし、余計な懸念を示す必要もないだろうと思うのですけれども、今の答弁でいろんな支障はあるだろうとは想定できます。そうはいつでも長期間にわたるだろうと、計画よりも、恐らく。並行してやらないのだから。そういう意味を含めて通行上の課題はあるでしょうけれども、しかし必要な、

双方とも電気にしても水にしてもこれは必要不可欠な施工だろうという認識の下に賛成いたします。
以上です。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） ないようですので、討論を終了し、採決を行います。

議案第33号 都道228号老朽管更新事業（その1）請負契約についてを採決いたします。

賛成の議員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田 優君） 全員賛成です。

よって、議案第33号 都道228号老朽管更新事業（その1）請負契約については原案どおり可決、承認いたします。

◎閉会の宣告

○議長（寺田 優君） 本日臨時会の議会に付された議案は全て終了いたしました。

したがって、これで本議会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 異議なしと認め、令和6年第2回利島村議会臨時会を閉会いたします。

皆様、ご苦労さまでございました。

（午前10時17分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年8月9日

議 長 寺 田 優

署 名 議 員 井 口 保

署 名 議 員 笹 岡 壽 一